

短期入所サービスについて

(制度)

短期入所サービスは、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、連続した利用は30日までと制限されています。また、要介護認定期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。

しかし、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、短期入所サービスの利用が特に認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置づけることも可能であるとされています。

必要に応じて、大竹市へ書類を提出してください。

Q 1 どのような場合に手続きをするのですか？

A 1 短期入所サービスの利用が、連続して30日以上になると見込まれる場合、又は認定期間の半数を超えると見込まれる場合に書類を提出してください。

Q 2 何を提出したらよいのですか？

A 2 提出する書類は下記のとおりです。

- ・要介護認定有効期間の半数を超える短期入所についての理由書
 - ・基本情報
 - ・アセスメント
 - ・居宅サービス計画書（1～3表）
 - ・サービス担当者会議の要点
- （連続利用・半数を超えて利用する事についての内容が記載されているもの）

Q 3 書類はいつまでに提出したらよいのですか？

A 3 原則として利用開始前に提出してください。ただし、利用開始前に書類を提出することが難しいやむを得ない事情がある場合には、あらかじめ保険介護課介護高齢者係に電話等で連絡をしてください。

Q 4 一度利用が適当であると判断されれば、ずっと利用することはできますか？

A 4 状態の変化があった場合や、新たな認定期間になった場合、再度手続きが必要になります。引き続き利用する必要であれば書類を提出してください。なお、具体的な流れについては、「短期入所サービス長期利用理由書提出の流れ」を参考にしてください。

【参考】短期入所サービス長期利用理由書提出の流れ

